



第一種動物取扱業者の義務

改正動物愛護管理法により、これまでの「動物取扱業者」は、「第一種動物取扱業者」に名称が変更になりました。

それ以外に、改正法において、以下の事項が新たに求められます。

① 感染性の疾病の予防

飼養する動物間あるいは、その他の動物に感染性の疾病がまん延しないよう、日常的な健康状態の確認、獣医師による診察、ワクチン等の接種を求めるものです。動物特有の感染性の疾病のほか、鳥インフルエンザなど人畜共通感染症についての対応も必要です。

② 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等

廃業する場合等において、動物の行き先が困らないよう、あらかじめ、譲渡先等について検討することが必要です。

③ 販売に際しての情報提供

動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)を販売する場合には、あらかじめ、動物を購入しようとする者に対して、その動物の現状を直接見せると共に、その動物の特徴や適切な飼養方法等について対面で文書(電磁的記録を含む)を用いて説明することが必要です。(例えばインターネット上のみで売買契約を成立させることは禁止されます。)なお、第一種動物取扱業者を相手方とする取引については、従来どおり、その動物の特徴等について説明をすることで売買が可能です。